

日野町監査委員告示第4号

地方自治法第199条第1項および第2項に基づき、令和3年度に実施した定期監査結果を下記のとおり公表する。

令和4年3月16日

日野町代表監査委員 東 源一郎

定期監査結果

1. 監査日時および
監 査 場 所 令和4年2月25日(金) 午前9時30分～午前10時20分
日野町役場 4階 委員会室
2. 実施監査委員 東 源一郎 ・ 西澤 正治
3. 監査対象機関 長寿福祉課
4. 監 査 対 象 長寿福祉課の分掌する事務全般および下記の事業について
○日野町高齢者福祉計画・介護保険事業計画(第8期)について
(介護保険サービスと介護保険料)
○保健事業と介護予防の一体的実施について
5. 監 査 手 続 令和3年度監査計画に基づき資料の提出を求め、所属長および担当者より説明を受け、質疑応答を交え実施した。
6. 監 査 の 結 果 日野町高齢者福祉計画・介護保険事業計画は、介護保険法・老人福祉法の規定に基づき、高齢者自身が生きがいを持って住み慣れた地域で暮らせるまちづくりを推進するための基本的な計画である。
団塊の世代が75歳以上を迎える令和7年度が目前に迫る中、高齢者人口の割合は高くなり、1人暮らしや高齢者のみの世帯、老々介護、認知症高齢者等の増加が予想される。
このような中、高齢者が安心して利用できるサービス提供体制の構築を行う一方、保健事業と介護予防の一体的実施の取り組みを充実することで介護保険給付費の抑制に結び付くものと思われる。関係機関や関係者と連携し、これまで進めてきた「地域包括ケアシステム」をより一層深化し、年齢を重ねても誰もがいつまでも安心して暮らしていけるまちづくりを推進されたい。
介護保険事業の財源は、被保険者の保険料が50%、公費負担が50%である。介護保険料の収納対策をしっかりと行い、負担の公平性に努められたい。